

キャッシュレス決済を利用した公金収納に関する事務

第1条 キャッシュレス決済を行う機器の種別及び数量は、別表1のとおりとする。

(加盟店手数料)

第2条 加盟店手数料は、第2項から第4項までの金額に、別表3で非課税とされているものを除き、それぞれ取引に係る消費税及び地方消費税の額(支払い金額に110分の10を乗じて得た額。)を加算し、合算したものとする。なお、法改正により消費税及び地方消費税の税率が改正した場合には、改正以降における税率により計算するものとする。

2 機器の1ヶ月当たりの月額手数料は、別表2のとおりとする。なお、1ヶ月に満たない場合は、当該月における日割り計算とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 決済手数料は、キャッシュレス決済の売上金額に、別表3に定める料率を乗じた額とする。なお、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

4 クレジットカードによる決済時のトランザクション料は、別表4のとおりとする。

5 発注者の受注者に対する第2項から第4項に対する支払いは、毎月1日から末日までの到着日に係るキャッシュレス決済金額分とする。

(支払方法)

第3条 地方自治法施行令第164条の規定による繰替払により、キャッシュレス決済金額から手数料を差し引いたうえで発注者が指定した金融機関口座に支払うこととする。なお、振り込む際の手数料は、受注者の負担とする。

2 キャッシュレス決済金額は、毎月1日から末日までに決済が完了した分を翌月15日(当該日が金融機関休業日の場合は、翌営業日)に支払うものとする。

3 キャッシュレス決済金額は、毎月1日から末日までの売上金額の明細を翌月8日までに発注者に通知するものとする。

4 発注者が指定する日までに受注者がキャッシュレス決済金額の納付を行わない場合、地方自治法第二百三十一条の四及び地方税法第十三条の四の規定を準用する。

(遅延損害金)

第4条 受注者は、発注者に支払うべき債務の支払を遅延したときは、支払うべき日の翌日から支済までの遅延日数につき、法定利率で計算した遅延損害金を発注者に対し支払うものとする。

(書類の保管および提出)

第5条 受注者は、地方自治法第二百三十一条の二の六第一項、第二項及び第三項のとおり

キャッシュレス決済を利用した発注者の公金収納に関する情報の一切を領収日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。また、発注者が書類の検査のため報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、報告を求めた場合には、期限を遵守して応じなければならない。また、発注者が必要であると認める時には、立入検査、帳簿書類等の検査に応じるとともにおよび質問に回答しなければならない。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、地方自治法第二百三十一条の二の四のとおり、納付事務を再委託先に取り扱わせる場合には、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させるとともに、受注者と再委託先との間で締結する契約書においてその旨を明記しなければならない。この場合において、受注者は、納付事務内容を第三者に取り扱わせることを禁止しなければならない。

(指定における要件について)

第7条 受注者は、指定納付受託者の指定にあたり地方自治法第二百三十一条の二の三、地方自治法施行令第百五十八条のとおり、納入を適切かつ確実に遂行できる財産的基礎及び社会的信用を有することを証する書類を提出するものとする。

別表1

機種	数量	備考
定期利用受付システム		
精算機（駐輪場）		
精算機（保管場）		

別表2 月額手数料

機種	金額（1ヶ月当たり）	備考
定期利用受付システム		
精算機（駐輪場）		
精算機（保管場）		

別表3 決済手数料

機種	決済種別	ブランド	料率（%）
定期利用受付 システム	クレジットカード		
	QR コード決済		
精算機（駐輪場）	クレジットカード		
	QR コード決済		
	電子マネー		
精算機（保管場）	クレジットカード		
	QR コード決済		
	電子マネー		

別表4 トランザクション料

	決済種別	金額
定期利用受付システム	クレジット	
精算機（駐輪場）	クレジット	
精算機（保管場）	クレジット	

発注者が指定した金融機関口座

金融機関名	千葉銀行
本支店名	本店営業部
預金種目	普通口座
口座番号	1176017
口座名義	チバシカイケイカンリシャ